

社長必読!

事業者の皆様へ 船員の**労務管理**が変わります

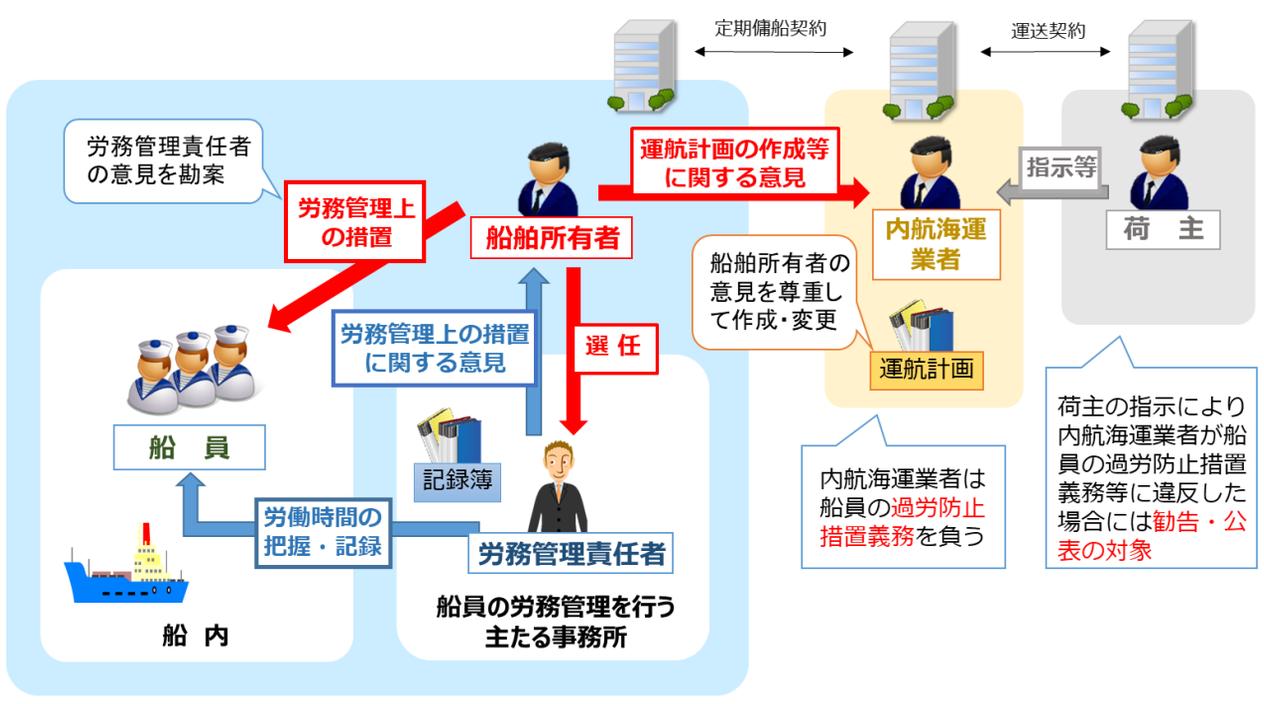
～船員の新たな労務管理体制～

2022年4月スタート
船員の働き方改革



船員法改正で、以下の内容が船舶所有者に義務付けられました。
(2022年4月1日施行)

- 船員の労務管理を行う主たる事務所で、労働時間等の管理を行う**記録簿(労務管理記録簿)**を作成し、備え置く。
- 労務管理記録簿の管理等を行う**労務管理責任者**を選任する。
- 労務管理責任者の意見を勘案し、**船員に対して労務管理上の措置**を講じる。
- 措置を講じるために必要がある場合、**内航海運業者(オペレーター)**に対して**運航計画の変更等に関する意見**を述べる。



事業者はどのような対応が必要?

- 船舶所有者は、船員の労務管理の適正化のために、
- ① 記録簿の作成・備置き、労務管理責任者選任などの**労務管理体制の整備**(裏面Step1)
 - ② 労務管理上の措置の実施等の**労務管理体制の適切な運用**(裏面Step2)を行う必要があります。

詳しくは、「船員の働き方改革」特設ウェブサイト参照してください。

船員の働き方改革の内容やガイドライン、お役立ちツールを掲載

特設サイトURL: <https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime.tk4.000026.html>

お問合せは、各運輸局等の担当窓口(船員労働環境課等)にご連絡ください。



Step1 労務管理体制の整備

① 労務管理記録簿の作成・備置き等 (船員の労務管理適正化に関するガイドライン (以下「ガイドライン」)P7)

○ 労務管理記録簿の作成・備置き義務

- ▶ 船舶所有者は、船員の労働時間や有給休暇取得等を管理するため、労務管理記録簿を作成し、船員の労務管理を行う主たる事務所に備え置かなければなりません。
- ▶ その前提として、船内で労働時間を記録し、事務所に送信する仕組みも構築する必要があります。
※【事業者向けリーフレット】「船員の労働時間の把握と記録」「船員の働き方改革」特設ウェブサイト掲載を参照

○ 労務管理記録簿の様式

- ▶ 船員法施行規則所定の様式、又は、必要事項が記載された独自の様式を用いることができます。その際、電子的な方法の方が管理が容易です。

労働時間等の自動計算ができる労務管理記録簿のExcelマクロデータを、「船員の働き方改革」特設ウェブサイトにて無償配布中。

② 労務管理責任者の選任 (ガイドラインP8)

○ 体制の整備

- ▶ 船舶所有者は、労務管理責任者を選任して、労務管理記録簿等を管理させます。
- ▶ 人事管理部門の担当者など、労務管理の知識・経験を有する者を選任しましょう。(特別な資格等は不要)
- ▶ 社外の労務管理責任者講習を受講させるなど、労務管理責任者の知識の習得・向上を図りましょう。

○ 選任後の手続等

- ▶ 労務管理責任者を選任した場合には、労務管理記録簿に氏名等を記載する必要があります。
(運輸局への届出等は不要)

必要な権限を付与するなど労務管理責任者の業務遂行の体制を整えましょう。

Step2 労務管理体制の適切な運用

マニュアル等により手順を定めましょう。

① 労務管理責任者 : 労働時間の状況等の確認 (ガイドラインP11)

- ▶ 労務管理責任者は、労働時間等が適切に把握され、労務管理記録簿に正確に記載されているか確認します。
実際と異なることが疑われる場合は、実態を調査して修正する必要があります。
- ▶ 把握した労働時間等については、主に以下の内容を確認します。
 - ☑ 法令違反や船員の過労(心身への過大な負荷)等が発生していないか
 - ☑ 今後、法令違反や船員の過労(心身への過大な負荷)等が発生するおそれがないか

② 労務管理責任者 : 労務管理上の措置に関する意見 (ガイドラインP12)

- ▶ 労務管理責任者は、船員の労働時間、心身への負荷等を踏まえ、船舶所有者に対し、法令違反や船員の健康状態の悪化を防ぐために必要な労務管理上の措置(労働時間の短縮、休日の付与など)に関する意見を述べなければなりません。
- ▶ 意見の際、船舶所有者に対し、対象船員の労働時間等の情報を併せて伝えましょう。

③ 船舶所有者 : 労務管理上の措置の実施 (ガイドラインP9)

①～③を繰り返し実施

- ▶ 船舶所有者は、②の意見を勘案し、船員の労働時間、健康状態等を考慮して、対象船員に対し、必要な労務管理上の措置を講じなければなりません。
- ▶ 船舶所有者は、運航計画との関係で、措置を講じることができない場合には、内航海運業者(オペレーター)に運航計画の変更等に関する意見を述べなければなりません。

特設ウェブページ掲載の「船員法に基づくオーナーからオペレーターへの意見陳述の手引き」も参照。